

# 様式 1

## オンライン利用率引上げの基本計画（令和3年4月21日）

|       |                               |
|-------|-------------------------------|
| 省庁名   | 財務省                           |
| 対象事業名 | 国税申告手続（法人税・消費税（法人））<br>国税納付手続 |

### 1. 対象手続一覧（一連の流れで必要になる手続、関連性のある手続等も含めて記載）

| 手続 ID<br>（行政手続の棚卸結果） | 所管部署名  | 手続名               | 手続の種類<br>（主体⇒受け手） | 総手続件数<br>（令和元年度）                            | オンライン利用率(令和元年度) | オンライン利用率目標※ | 取組期間<br>（達成期限）※ |
|----------------------|--------|-------------------|-------------------|---|-----------------|-------------|-----------------|
| 57539                | 15 財務省 | 国税申告手続（法人税申告）     | 民間⇒国              | 2,720,438<br>（内 2,368,882）<br>※内書はオンライン件数   | 87.1%           | 90%超        | 3年(令和5年度末)      |
| 57541                | 15 財務省 | 国税申告手続(消費税申告(法人)) | 民間⇒国              | 1,988,381<br>（内 1,725,177）<br>※内書はオンライン件数   | 86.8%           | 90%超        | 3年(令和5年度末)      |
| 57633                | 15 財務省 | 国税納付手続            | 民間⇒国              | 44,844,944<br>（内 11,476,233）<br>※内書はオンライン件数 | 25.6%           | 40%         | 5年(令和7年度末)      |

※オンライン利用率目標の設定は主要手続のみとする

2. 対象事業の概要（事業者目線で End-to-End で記載。別途ポンチ絵を作成）

納税者は、申告期限までに確定申告書等を作成して提出する。その際、会計ソフト等で申告書等のデータを作成した上、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で送信することもできる。e-Tax によるデータの送信には公的個人認証サービス等を利用した電子証明書の付与が必要となる。申告等により確定した税額の納付についてもオンラインで行うことができる。

オンラインで申告や納付が行われたデータは、国税庁の基幹システムにデータのまま保存され、申告事績等として管理されるほか、必要に応じ税務調査等に利用される。

3. 対象事業のオンライン化の状況(オンラインで完結しない場合は、その内容を具体的に記載)

※オンライン化未実施の場合は、オンライン化までのスケジュールを記載

申告手続、納付手続のいずれも、添付書類の提出（イメージデータの送信等）も含めてオンラインにより完結することができる。

4. 手続の概要、目標値、課題、アクションプラン

<4-1>

|     |                                       |
|-----|---------------------------------------|
| 手続名 | ・ 国税申告手続（法人税申告・消費税申告（法人））<br>・ 国税納付手続 |
|-----|---------------------------------------|

各手続の概要

【概要】

〔国税申告手続（法人税申告・消費税申告（法人））〕

納税者（法人）は、各事業年度に確定申告書等を作成し、申告期限までに提出する必要がある。

〔国税納付手続〕

納税者は、申告等により確定した税額等に基づき、金融機関やコンビニ、税務署の窓口での納付のほか、各種キャッシュレス納付のいずれかの方法により、納期限までに納付する必要がある。

※ 「キャッシュレス納付」とは、現金（紙幣・硬貨）を使用しない非対面の納付方法を意味し、ダイレクト納付、インターネットバンキングからの電子納税、振替納税、クレジットカード納付を指す。なお、ダイレクト納付や振替納税の利用に当たっては、事前に届出（振替依頼書）の提出が必要である。

【年間手続件数（令和元年度）、オンライン利用率（令和元年度を含む過去5年間）】

〔国税申告手続（法人税申告）〕

1 年間手続件数（令和元年度）：2,720,438件（内オンライン件数 2,368,882件）

2 オンライン利用率

| 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 87.1% | 84.3%  | 80.0%  | 79.3%  | 75.4%  |

〔国税申告手続（消費税申告（法人））〕

1 年間手続件数（令和元年度）：1,988,381件（内オンライン件数 1,725,177件）

2 オンライン利用率

| 令和元年度 | 平成30年度 | 平成29年度 | 平成28年度 | 平成27年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 86.8% | 82.6%  | 81.6%  | 77.3%  | 73.4%  |

※ 国税庁において公表している「法人税申告」及び「消費税申告（法人）」のオンライン利用率については、分母となる年間申請等件数の確定時期の便宜上、前年度の年間申請等件数により利用率を算出している。

〔国税納付手続〕

- 1 年間手続件数（令和元年度）：44,844,944 件（内オンライン件数 11,476,233 件）
- 2 オンライン利用率（キャッシュレス納付割合）

| 令和元年度 | 平成 30 年度 | 平成 29 年度 | 平成 28 年度 | 平成 27 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 25.6% | 23.2%    | 21.5%    | 20.5%    | 19.8%    |

オンライン  
利用率目標・  
取組期間と  
設定の考え  
方  
（主要な手  
続について  
目標設定）※  
調査中の場  
合でも想定  
目標値を記  
載

【**目標**】

〔国税申告手続（法人税申告・消費税申告（法人））〕

- ・オンライン利用率 90%超（国税申告手続（法人税申告））
  - ・オンライン利用率 90%超（国税申告手続（消費税申告（法人）））
- ※オンライン利用率＝オンライン申告件数/全申告件数

〔国税納付手続〕

- ・オンライン利用率（キャッシュレス納付割合）40%
- ※キャッシュレス納付割合＝（ダイレクト納付、インターネットバンキングからの電子納税+振替納税  
+クレジットカード納付件数）/全納付件数

【**取組期間（達成期限）**】

- ・国税申告手続は令和 5 年度末まで / ・国税納付手続は令和 7 年度末まで

【**目標・期間設定の考え方**】

〔国税申告手続（法人税申告・消費税申告（法人））〕

国税申告手続（法人税申告・消費税申告（法人））の利用率は、様々な周知広報施策や利便性向上施策といった取組を

実施してきた結果、高水準となっている。

平成 30 年度税制改正において、大法人の電子申告義務化（令和 2 年 4 月以後開始事業年度から適用）が実施されたことから、大法人の法人税・消費税の申告については、電子申告の利用率 100%が達成される。

また、令和 2 年度税制改正においてグループ通算制度が導入（令和 4 年 4 月以後開始事業年度から適用）されるとともに、グループ通算制度適用法人の法人税の電子申告が義務化されたことから、グループ通算制度適用法人の法人税の申告については、電子申告の利用率 100%が達成される。

現在電子申告義務化の対象となっていない中小法人については将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告の利用率 100%を目標とするが、当該義務化が未実施の現状においても、法人全体のオンライン利用率を向上させることを目指し、当面の目標値として設定したものの。

#### 〔国税納付手続〕

2025 年 6 月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4 割程度とすることを目標とした令和 2 年 7 月 17 日閣議決定「成長戦略フォローアップ」も参考に、過去からのキャッシュレス納付割合の進展状況のほか、今後の利用勧奨の強化や既存の納付手段の改善等の具体的な取組も踏まえて設定したものの。

なお、現状、金融機関窓口での納付が 67.1%（令和元年度）を占めており、事業者においては、従業員給与などの国税以外の支払に合わせて国税の納付を行っている実態がある。

このため、今後、金融機関の窓口業務が非接触型に切り替わっていけば、国税以外の支払に係るキャッシュレス化が進展すると考えられ、国税の納付手続においても一層のキャッシュレス割合向上が期待される。

|   |        |   |
|---|--------|---|
| オンライン<br>利用率を引<br>き上げる上<br>での課題と<br>課題解決の | 課題     | 〔国税申告手続（法人税・消費税（法人））〕<br>大法人等の電子申告義務化に伴い実施された利便性向上施策の周知を図るとともに、中小法人のオンライン利用率向上のため、e-Tax の更なる利用促進が必要である。 |
|   | 中間 KPI | 【目標・達成期限】 オンライン利用率を令和 3 年度末までに 88%、令和 4 年度末までに 89%  |
|   |        | 【KPI の定義】 オンライン申告件数／全申告件数   |

|  |            |   |
|--|------------|---|
| <p>ためのアクションプラン①</p> <p>※オンライン化未実施の場合は、オンライン化に向けた課題とアクションプランを記載</p> | アクションプラン a | <p>【取組内容】</p> <p>既に実施済の利便性向上施策の周知を含め、税理士や未利用者への個別勧奨や関係団体等を通じた利用勧奨、リーフレット等による周知・広報を行う。</p> <p>【取組期限（期間）】 令和5年度末まで</p>  |
|  | アクションプラン b | <p>【取組内容】</p> <p>e-Tax へのログインについて、法人の電子認証や電子証明書の在り方に関する政府全体の検討状況を踏まえつつ、G ビズ ID や他の ID 等の普及状況やシステム改修に係る投資対効果等を総合的に勘案しながら、引き続き検討を行う。</p> <p>【取組期限（期間）】 令和5年度末まで</p> |
|  | アクションプラン c | <p>【取組内容】</p> <p>【取組期限（期間）】</p>   |
|  | 課題         | <p>〔<u>国税納付手続</u>〕</p> <p>ダイレクト納付を中心に、関係民間団体や金融機関と連携した利用促進が必要である。</p>   |
|  | 中間 KPI     | <p>【目標】 令和5年度末までに、ダイレクト納付の利用届出の累計提出件数 476,792 件</p> <p>【KPI の定義】 ダイレクト納付の利用届出の累計提出件数</p>  |
|  | アクションプラン a | <p>【取組内容】</p> <p>関係民間団体、金融機関及び税理士を通じた利用勧奨、説明会の開催や金融機関窓口等へのリーフレットの備付等による周知・広報を行う。</p> <p>【取組期限（期間）】 令和5年度末まで</p>   |
| オンライン利用率を引き上げる上での課題と課題解決のためのアクションプラン②                              |            |   |

|   |                |  |
|---|----------------|--|
|   | アクション<br>プラン b | 【取組内容】<br>ダイレクト納付の利用届出（振替納税の依頼）のオンライン手続の利用可能金融機関を拡大する。                         |
|   |                | 【取組期限（期間）】 令和5年度末まで  |
|   | アクション<br>プラン c | 【取組内容】<br>国税及び地方税のキャッシュレス納付割合を向上させるため、金融機関や総務省等と意見交換会を定期的に開催し、協働して対応策を検討・実施する。 |
|   |                | 【取組期限（期間）】 令和5年度末まで  |
| オンライン<br>利用率を引<br>き上げる上<br>での課題と<br>課題解決の<br>ためのアク<br>ションプラ<br>ン③ | 課題             | 〔国税納付手続〕<br>納税者のニーズや技術動向を踏まえ、納税者の利便性の更なる向上が必要である。                              |
|   | 中間 KPI         | 【目標】 令和5年度末における、スマートフォンを使用した決済サービスによる納付件数 40 万件                                |
|   |                | 【KPI の定義】 スマートフォンを使用した決済サービスによる納付件数  |
|   | アクション<br>プラン a | 【取組内容】<br>スマートフォンを使用した決済サービスの利用が拡大していることを踏まえ、同サービスによる国税の納付を可能とする。              |
|   |                | 【取組期限（期間）】 令和4年1月実施  |
|   | アクション<br>プラン b | 【取組内容】   |
|   |                | 【取組期限（期間）】   |
|   | アクション<br>プラン c | 【取組内容】   |
| 【取組期限（期間）】  |                |  |

## 5. スコアカードの作成と公表方法

(オンライン利用率目標を設定した主要手続について作成し、計画の進捗状況を視覚化。原則四半期ごとに更新・公表)

四半期ごとに更新・公表を行う。

ただし、例年、国税庁において他の税目も含めた電子申告等の利用率について別途公表していること、また、国税の性格上、例えば所得税等個人事業者の振替納税が行われる第一四半期にオンライン割合が大幅に上昇するなど、1年単位でないと取組の成果が判断できないことを踏まえ、更新・公表の時期等については、国税庁の裁量により一定の調整を行う。

## 6. 利用者目線での第三者チェックの方法と時期（少なくとも年に1回 チェックの概要等については公表する）

国税庁では、年間を通じて e-Tax の UI/UX に関する利用者のアンケートを実施した上、その結果を毎年8月に公表している。この取組を継続するほか、新たな取組として、e-Tax を利用していない法人・税理士や金融機関窓口で国税の納付を行っている方を対象として、その理由等に関するアンケートやヒアリングを実施する。当該アンケート等は、毎年、法人の申告や納付の件数が多い5～6月を目途に行うこととし、その結果は従来の e-Tax に関するアンケートと併せ、8月を目途に公表する。

更に、「国税庁実績評価実施計画」にオンライン利用率に関する毎年度の目標を設定し、その目標に対する実績を評価した「国税庁実績評価書」に上記アンケートの結果等も記載した上、外部の有識者の方々からなる「財務省政策評価懇談会」において、当該実施計画や評価書の御審議をいただく。

## 7. 基本計画の見直し

- ・取組の進捗をチェックし、必要に応じて取組内容を修正するなど、基本計画を改定する。
- ・第三者チェックの結果を踏まえ、基本計画を見直し、必要な改定を行う。